

## 小・中学校の指定学校変更について（基準と手続き）

羽生市では、小・中学校の通学区域について規則で定めていますが、下記基準に該当するときは、保護者の申し立てにより、指定された学校を変更することが出来る場合があります。

### 1 指定学校変更の基準

※ { 内の添付書類は、どれか一つで結構です

理 由	該 当 学 年	許 可 基 準	許 可 期 間	許可願の他に必要な書類
1. 学期途中の転居	小学 1～5 年 中学 1～2 年	・学期途中での異動の場合 ・通学上、指導上支障がない場合	学期末まで	① 自宅から学校までの略図
2. 最終学年途中の転居	最 終 学 年 (小6、中3)	・年度途中での異動の場合 ・通学上、指導上支障がない場合	卒 業 まで	① 自宅から学校までの略図
3. 転 居 予 定	小・中学校 全 学 年	・近い将来、転居することが確実であるため、あらかじめ転居先学区の学校に就学する場合 ・新築、改築期間中等の一時的転居の場合	入居予定日まで (原則6ヶ月以内)	① { ・建築確認通知書写し ・売買・賃貸契約書写し ・工事請負契約書写し等 ② 自宅から学校までの略図
4. 留 守 家 庭	小学1年～6年	・保護者が共働き等で保護者の実家等がある学区内の学校に就学する場合	事由の存する期間 (学年毎に更新)	① 両親の在職証明 ② 実家の承諾書 ③ 実家から学校までの略図
5. 身 体 的 理 由	小・中学校 全 学 年	・病弱により、学区内の学校への通学が困難である場合、また転校による環境の変化への適応が困難な病状であると認められる場合	病状が回復するまで (1年毎に更新)	① { ・医師の診断書 ・学校長の意見書 ② 自宅から学校までの略図
6. 精 神 的 理 由	小・中学校 全 学 年	・不登校の状態にあり、転校により解消を図ろうとする場合、また改善に向かっており転校が望ましくない場合	事 由 解 消 まで (1年毎に更新)	① { ・医師の診断書 ・市内相談機関の意見書 ・学校長の意見書 ② 自宅から学校までの略図
7. 部活動に係る事情	中学校入学時	・指定学校に入部を希望する部活動がない場合	事由の存する期間 (学年毎に更新)	① 自宅から学校までの略図
8. 住民票の異動手続きを伴わない転居	小・中学校 全 学 年	・学区内に居住していることが証明された場合	住民登録が行われるまで (学年毎に更新)	① { ・賃貸契約書 ・住所証明書
9. 地 域 的 事 情	小・中学校 全 学 年	・自治会などが通学区域と異なる場合など	事由の存する期間 (学年毎に更新)	① 自宅から学校までの略図

### 2 指定学校外就学許可申請における注意事項

- ① 転居以外の理由での指定外許可は、原則申請年度末日までとなります。  
引続き指定外許可を希望する場合は、毎年度申請が必要となりますので、前年度に許可を受け、申請が必要と思われる方には毎年12月頃、学校教育課より通知いたします。
- ② 指定外許可を受け、年度途中で通学している学校の学区へ転居する場合や、市外へ転出する場合は指定外解除となりますので、学校教育課までご連絡下さい。
- ③ 7. 部活動に係る事情による申請の場合は、該当部活動への入部の有無を学校に確認いたします。
- ④ 申請内容に不正（虚偽）が認められた場合は、許可を取り消す場合があります。

ご不明な点がございましたら、羽生市教育委員会学校教育課へ早めにお問い合わせ下さい。

☎048-561-1121 内線 308